

項 目	内 容	備 考
	<p>(b) 当該取引日の立会（夜間取引を含む）における最終約定値段（ストラテジー取引による約定を除く。）</p> <p>(c) 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が2つ存在する場合は、切り上げる。）</p> <p>② 各限月取引の中心限月取引、中心限月取引より取引最終日が先に到来する限月取引及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引①の限月取引以外の限月取引に係る清算値段は、取引日ごとに、次のとおり定める。</p> <p>➢ 中心限月取引の清算値段に、当該取引日の立会（夜間取引を含む）における最終約定スプレッド値段を加減して得た値段（当該最終約定スプレッド値段が存在しない場合には、前取引日の清算値段決定に用いた約定スプレッド値段又は理論スプレッド値段を加減して得た値段）</p> <p>③ 前①、②にかかわらず、約定値段及び理論価格の状況等を勘案して①又は②の数値を清算値段とすることが適当でないと認める場合</p> <p>➢ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段</p>	<p>(a) 午前11時2分（緊急清算値段算出時においては午後1時）時点における当該取引日の立会（夜間取引を除く。）における最終約定値段（ストラテジー取引による約定を除く。）</p> <p>(b) 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段</p> <p>(c) 当該限月取引の前取引日における清算値段</p> <p>左記②の算出方法にかかわらず、②に規定する限月取引に係る清算値段は、当分の間、取引日ごとに、次の優先順位のとおり定める。</p> <p>(a) 中心限月取引の清算値段に、当該取引日の立会（夜間取引を含む。）における最終約定スプレッド値段を加減して得た値段</p>

コメントの追加 [A1]: 夜間取引を含むよう変更することに伴う修正。

コメントの追加 [A2]: 記載の簡素化。

コメントの追加 [A3]: 備考欄の記載を内容欄に反映（決定方法に変更なし）。

項 目	内 容	備 考
b. 中期国債先物取引 及び超長期国債先物 取引に係る清算値段	① 中心限月取引、中心限月取引より取引最終日が先に到来する限月取引 及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引に係る清算 値段は、取引日ごとに、次の優先順位のとおり定める。 (a) 午後立会終了時における板寄せ方式による約定値段 (b) 当該取引日の午後2時50分以降の立会における最終約定値段 (ストラテジー取引による約定を除く。) (be) 当該取引日の午後立会のザラバ方式による取引終了間際午後2 時58分時点に提示されている最良気配 (最良売呼値及び最良買	(b) 中心限月取引の清算値段 に、前取引日の清算値段決定 に用いた約定スプレッド値 段を加減して得た値段 中心限月取引の清算値段に、理 論スプレッド値段を加減して得 た値段 ・ 約定スプレッド値段とは、OS Eがストラテジー取引の種類と して定めるカレンダースプレッ ド取引において成立した約定値 段のことをいう。 ・ 各限月取引の取引最終日におい ては、(1)の a. に定める方法と同 様の決定方法とする。ただし、 (1)の a. において、「立会 (夜間 取引を含む。)」とあるのは「立

項 目	内 容	備 考
c. ミニ長期国債先物取引に係る清算数値	<p>呼値をいう。以下同じ。)-(当該時間帯前後に恒常的に気配提示が行われていることや当該スプレッド等を勘案)-の仲値を基に当社が算出した価格</p> <p>(c) 当該取引日の午後2時50分以降の立会における最終約定値段(ストラテジー取引による約定を除く。)</p> <p>(d) 当該取引日の午後2時58分前の一定時間帯に提示されている最良売気配もしくは最良買気配(恒常的に気配提示が行われていること等を勘案)、当該取引日の立会(夜間取引を除く。)における最終約定値段(ストラテジー取引による約定を除く。)、当該取引日の当社が指定する現物国債価格を基に当社が算出した価格及び理論価格を基に当社が算出した価格</p>	<p>会(夜間取引を除く。)」と読み替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日中清算値段及び緊急清算値段算出時においては、(1)のa.の備考欄に定める方法と同様の決定方法とする。
	<p>② 各限月取引の中心限月取引、中心限月取引より取引最終日が先に到来する限月取引及び直近の限月取引の取引最終日における第二限月取引①の限月取引以外の限月取引に係る清算値段は、取引日ごとに、次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 中心限月取引の清算値段に、当該取引日の立会(夜間取引を除く←含む。)における最終約定スプレッド値段を加減して得た値段(当該最終約定スプレッド値段が存在しない場合には、前取引日の清算値段決定に用いた約定スプレッド値段又は理論スプレッド値段を加減して得た値段) <p>③ 前①、②にかかわらず、約定値段及び理論価格の状況等を勘案して①又は②の数値を清算値段とすることが適当でないと認める場合</p>	

コメントの追加 [A4]: 板寄せ方式による約定値段に次いで、最良気配の仲値を優先的に採用するよう変更することに伴う修正。

コメントの追加 [A5]: 記載の簡素化。

コメントの追加 [A6]: 長期国債先物と同じ決定方法に変更することに伴う修正。

項 目	内 容	備 考
d. TONA3か月金利先物取引に係る清算数値	<p>→ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段</p> <p>→</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引最終日の属する月を同一とする長期国債先物取引の清算値段と同一とする。ただし、長期国債先物取引の清算値段と同一にすることが適当でないと認められる場合には市況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。 <p>④ 午後立会において取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合又はザラバ方式による取引終了間際に売呼値及び買呼値があった場合、次の優先順位のとおりに定める。</p> <p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 午後立会終了時における板寄せ方式による約定数値（午後立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。）） (b) 午後立会のザラバ方式による取引終了間際に提示されている最良気配の仲値 (c) 午後立会における当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定を除く。） <p>② ④①以外の場合及び①の約定数値数値を清算数値とすることが適当でないと認める場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日中清算数値及び緊急清算数値算出時においては、(1)の a. の備考欄に定める方法と同様の決定方法とする。 日中清算数値及び緊急清算数値算出時においては、当取引日における午前11時2分（緊急清算数値算出時においては午後1時）時点における約定数値（ストラテジー取引による約定を除く。）とする。ただし、当該約定数値がない場合には、当日の前場立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。

コメントの追加 [A7]: 板寄せ方式による約定値段に次いで、最良気配の仲値を優先的に採用するよう変更することに伴う修正。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 指数先物取引に係る清算数値</p> <p>a. 日経 225 先物取引、TOPIX 先物取引及び JPX 日経インデックス 400 先物取引に係る清算数値</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が2つ存在する場合は、切り上げる。）又は当日の午後立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指数先物取引の各限月取引に係る清算数値は、取引日ごとに、次のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 午後3時30分から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。） ② 前①以外の場合及び①の約定数値を清算数値とすることが適当でないとする場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が2つ存在する場合は、切り上げる。）又は当日の日中立会の終了時における呼値の状況等を勘案して当社が定める数値とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中清算数値算出時においては、「午後3時30分から日中立会取引の終了時までの間」を「午前10時45分から午前11時までの間」に、緊急清算数値算出時においては、「午後3時30分から日中立会取引の終了時までの間」を「午後0時45分から午後1時までの間」に読み替える。（以下(2)のd.及びe.並びに(3)のd.において同じ。） ・ 日経 225 先物取引の第三限月以

コメントの追加 [A10]: TOPIX 先物 (Large) と JPX 日経 400 先物についても、第三限月以降の各限月取引については、一律、理論価格を採用するよう変更することに伴う修正。

項 目	内 容	備 考
b. 日経 225mini 取引、	① 3月、6月、9月及び12月の各限月取引の場合	<p>降第二限月より期先の各限月取引に係る清算数値については、当面の間左記①を採用せず②の方法による数値を清算数値とする（日中清算数値及び緊急清算数値算出時を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 左記①及び②の算出方法にかかわらず、原則として、3月、6月、9月及び12月の各月の最終営業日においては、当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が2つ存在する場合は、切り上げる。）を清算数値とする（日中清算数値及び緊急清算数値算出時を除く。以下(2)のb.において同じ）。

コメントの追加 [A11]: 他と表現を合わせるための修正。実態に変更なし。

項 目	内 容	備 考
ミニ TOPIX 先物取引に係る清算数値	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 取引最終日を同一とする Large 取引の各限月取引の清算数値と同一とする。ただし、Large 取引の清算数値と同一にすることが適当でないと認められる場合には市況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。 ② 前①以外の限月取引の場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ (2)の a. と同様の決定方法とする。 	
c. 日経 225 マイクロ先物取引に係る清算数値	<ul style="list-style-type: none"> • 取引最終日を同一とする Mini 取引の各限月取引の清算数値と同一とする。ただし、Mini 取引の清算数値と同一にすることが適当でないと認められる場合には市況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。 	<ul style="list-style-type: none"> • <u>Large 取引の第二限月と同一である限月より期先の限月取引については、(2)の a. ①を採用せず、同②の方法による数値を清算数値とする。</u>
d. TOPIX Core30 先物取引、東証銀行業株価指数先物取引、東証 REIT 指数先物取引、RNP 指数先物取引、東証グロース市場 250 指数先物取引、日経平均トータ	<ul style="list-style-type: none"> • 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最も近接する呼値の単位の整数倍の数値にまるめる。ただし、最も近接する呼値が2つ存在する場合は、切り上げる。）とする。 	

コメントの追加 [A12]: Large 取引の第二限月取引より期先の限月取引については、一律、理論価格を採用するよう変更することに伴う追記。

項 目	内 容	備 考
ルリターン・インデックス先物取引、S&P/JPX 500 ESG スコア・ティルト指数（傾斜 0.5）先物取引、FTSE JPX ネットゼロ 500 インデックス先物取引、日経気候変動指数先物取引及び JPX プライム 150 指数先物取引に係る清算数値		
e. 日経平均ボラティリティー・インデックス先物取引、ダウ・ジョーンズ工業株平均先物取引、台湾加権指数先物取引、及び FTSE 中国 50 先物取引、日経平均・配当指数先物取	<p>① ① 午後 3 時 30 分から日中立会取引の終了時までの間において夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合又は日中立会のザラバ方式による取引終了間際に売呼値及び買呼値があった場合</p> <p>➤ <u>次の優先順位のとおり定める。</u></p> <p>(a) <u>立会による当該限月取引日中立会終了時における板寄せ方式による最終約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。）</u></p> <p>(b) <u>日中立会のザラバ方式による取引終了間際に提示されている最</u></p>	<p>・ 左記①②及び②③の算出方法にかかわらず、日中清算数値及び緊急清算数値算出時においては、当取引日における直近の最良売呼</p>

項 目	内 容	備 考
引及び通貨先物取引に係る清算数値 f. 日経平均・配当指数先物取引に係る清算数値	<p style="text-align: center;"><u>良気配の仲値</u></p> <p><u>(c) 立会による当該限月取引の最終約定数値(ストラテジー取引による約定を除く。)</u></p> <p><u>② ②—①に定める時間以降に約定数値がない限月取引</u> 当取引目における最良売呼値及び最良買呼値の仲値または約定数値</p> <p><u>③—前①以外の場合及び、②にかかわらず、当日の立会における約定数値及び呼値の状況等を勘案して①又は②の数値を清算数値とすることが適当でないとする場合</u></p> <p>➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める数値。</p> <p><u>①—午後3時30分から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立(ストラテジー取引による約定を除く。)</u>した場合</p> <p>➤ <u>立会による当該限月取引の最終約定数値(ストラテジー取引による約定数値を除く。)</u></p> <p><u>②—①に定める時間以降に約定数値がない限月取引</u></p> <p>➤ <u>当該時間における最良売呼値及び最良買呼値の仲値</u></p> <p><u>③—①及び②以外の限月取引</u></p> <p><u>当該取引目の午後3時30分より前に約定数値がある場合には、当該約定数値のうち最終の約定数値(ストラテジー取引及び夜間取引を除く)とし、当該取引目の立会において約定数値がない場合には、当該限月取引の前取引目における清算数値とする。</u></p>	<p><u>値及び最良買呼値最良気配</u>の仲値または約定数値とする。ただし、当該仲値及び約定数値が存在しない場合は前日清算数値とする。</p>

コメントの追加 [A9]: 板寄せ方式による約定値段に次いで、最良気配の仲値を優先的に採用するよう変更することに伴う修正。

コメントの追加 [A8]: 日経平均 VI 先物等と同じ決定方法にするよう変更することに伴い、記載を 1(2)e に統合。

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 商品先物取引に係る清算値段等</p> <p>a. 現物先物取引に係る清算値段</p>	<p>④ ①から③にかかわらず、当日の立会における約定数値及び呼値の状況等を勘案して①から③の数値を清算数値とすることが適当でない限月取引の場合</p> <p>➔ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める数値。</p> <p>・ 商品先物取引の各限月取引に係る清算値段等は、取引日ごとに、次のとおり定めるものとする。</p> <p>① 夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合</p> <p>➔ 立会による当該限月取引の最終約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）</p> <p>➔ ② ①に定める時間に約定値段がない限月取引</p> <p>➔ 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところにより決定する値段とする。</p> <p>➔ (a) 取引開始日における限月取引</p> <p>➔ 取引最終日が最も近い限月取引の清算値段とする。</p> <p>➔ (b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引</p> <p>➔ 直前の取引日の清算値段とする。</p> <p>③② 前①以外の場合及び前①、②にかかわらず、①又は②の値段を清算値段とすることが適当でないとする場合</p> <p>➔ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段</p>	<p>・ 左記①の算出方法にかかわらず、取引最終日が到来した限月取引においては、当取引日における取引最終日の日中立会における現物先物取引の加重平均値段（約定値段に約定数量（ストラテジー取引によるものを除く。）を乗じて得た値を総約定数量で除する方法により加重平均して得た値段をいう。）とする。ただし、当該立会において約定値段がない場合には、同一の取引日における最終約定値段とし、当該取引日において約定値段がない場合には、</p>

コメントの追加 [A14]: 記載粒度を他の商品と合わせるため、削除。

項 目	内 容	備 考
b. 限月現金決済先物取引に係る清算数値 (次の c. を除く)	① 取引最終日の属する月を同一とする現物先物取引(取引の対象とする金融商品を同一とするものに限る。)の限月取引がある場合 ➤ 当該現物先物取引の限月取引に係る清算値段と同一とする。	直前の取引日の清算値段とする。 ・ 日中清算値段算出時においては、「夜間立会の開始時から日中立会の終了時」を「日中立会の開始時から日中清算値段算出時の直前」に、緊急清算値段算出時においては、「夜間立会の開始時から日中立会の終了時」を「日中立会の開始時から緊急清算値段算出時の直前」に読み替える。 ・ 日中清算数値算出時においては、「夜間立会の開始時から日中立会の終了時」を「日中立会の開始時から日中清算数値算出時の直前」に、緊急清算数値算出時においては、「夜間立会の開始時から日中立会の終了時」を「日中立会の開始時から緊急清算数値算出時の直前」に読み替える。

項 目	内 容	備 考
c. 上海天然ゴム先物取引及び商品指数先物取引に係る清算数値	<p>② 当該現物先物取引の限月取引がない場合</p> <p>➤ 当該限月現金決済先物取引の約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。）のうち夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間における立会による最終の約定数値とし、当該約定数値がない場合には、直前の取引日の清算数値とする。</p> <p>③ 前①、②にかかわらず、①又は②の数値を清算数値とすることが適当でないと認める場合には当社がその都度定める数値とする。</p> <p><u>① 夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合又は日中立会のザラバ方式による取引終了間際に売呼値及び買呼値があった場合</u></p> <p>➤ <u>次の優先順位のとおり定める。</u></p> <p>(a) <u>日中立会終了時における板寄せ方式による最終約定数値</u></p> <p>(b) <u>日中立会のザラバ方式による取引終了間際に提示されている最良気配の仲値</u></p> <p>(c) <u>立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定を除く。）</u></p> <p><u>②④ 午後3時30分から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合</u></p> <p>➤ <u>立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による</u></p>	<p>・ 左記①②及び③及び②の算出方法にかかわらず、日中清算数値及び緊急清算数値算出時においては、当取引日における直近の最良売呼値及び最良買呼値最良気配の仲値または約定数値とする。ただし、当該仲値及び約定数値が存在しない場合は前日清算数値とする。</p> <p>・ 日中清算値段算出時においては、各取引日の限日現金決済先物取引の約定値段のうち日中立会の開始時から日中清算値段算出</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) オプション取引に係る清算価格</p> <p>a. 日経 225 オプション取引に係る清算価格</p>	<p>①午後3時30分から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合 ➤ 立会による当該限月取引の最終約定数値（ストラテジー取引による約定数値を除く。）</p> <p>② ①に定める時間以降に約定数値がない限月取引 ➤ 当取引日における最良売呼値及び最良買呼値の仲値または約定数値</p> <p>③ 前①、②にかかわらず、当日の立会における約定数値及び呼値の状況等を勘案して①又は②の数値を清算数値とすることが適当でないと認める場合 ➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める数値。</p> <p>・ オプション取引の各銘柄に係る清算価格は、取引日ごとに（有価証券オプション取引の場合にあっては、毎営業日）、次のとおり定めるものとする。</p> <p>① 午後3時30分から日中立会取引の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引に係る約定を除く。）した場合 ➤ 立会による当該銘柄の最終約定価格（ストラテジー取引による約定価格を除く。）</p>	<p>・ 日中清算価格算出時においては、「午後3時30分から日中立会の終了時」を「午前10時45分から日中清算価格算出時の直前」に、緊急清算価格算出時</p>

書式変更： 行頭文字または番号を削除

書式変更： インデント： 左 0 字, 最初の行： 0 字

書式変更： 行頭文字または番号を削除

書式変更： インデント： 左 0 字, 最初の行： 0 字

書式変更： 行頭文字または番号を削除

項 目	内 容	備 考
	<p>② 前①以外の場合</p> <p>➡ 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これを最も近接する呼値の単位に切り上げる。）</p> <p>➤</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び②にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当該清算価格を当社が適当と認める価格に変更することができるものとする。 	<p>においては、「午後3時30分から日中立会の終了時」を「午後0時45分から緊急清算価格算出時の直前」に読み替える。</p> <p>➡ <u>日経225先物取引（Large取引）における第二限月と同一である限月より期先の各限月取引に係る清算価格については、左記①を採用せず②の方法による価格を清算価格とする。</u></p> <p>➡ <u>左記②における理論価格算出式については、「直前の取引対象指数」を「当社が適当と認める数値」とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ・ 左記①及び②の算出方法にかかわらず、3月、6月、9月及び12月の各月の最終営業日においては、当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これに最

コメントの追加 [A18]: 日経225先物（Large取引）の第二限月取引より期先の限月取引については、一律、理論価格を採用するよう変更することに伴う追記。

項 目	内 容	備 考
<p>b. <u>日経 225 ミニオプション取引</u></p> <p>bc. 有価証券オプション取引、国債証券先物オプション取引、TOPIX オプション取引、JPX 日経インデックス 400 オプション取引、東証銀行業株価指数オプション取引及び東証 REIT 指数オプション取引及び金先物オプション取引に係る清算価格</p> <p>e. <u>金先物オプション取引に係る清算価格</u></p>	<p>① <u>権利行使日及び権利行使価格を同一とする Large オプションがある銘柄の場合</u></p> <p>➤ <u>各 Large オプションの清算価格と同一とする。</u></p> <p>② <u>前①以外の銘柄の場合</u></p> <p>➤ <u>(4)の a. と同様の決定方法とする。</u></p> <p>・ 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値（呼値の単位未満の端数が生じたときは、これを最も近接する呼値の単位に切り上げる。）とする。</p>	<p>も近接する呼値の単位の整数倍の数値に切り上げる。)を清算価格とする。</p> <p>・ 日中清算価格及び緊急清算価格算出時には、当社の定める理論価格算出式により理論価格</p>

コメントの追加 [A17]: 取扱いの明確化の観点から追記 (決定方法は現行と同じ)。

書式変更: 行頭文字または番号を削除

コメントの追加 [A16]: 有価証券 OP 等と同じ決定方法とするため、記載を 1(4)e に統合。

項 目	内 容	備 考
<p>2 TOCOMに上場する先物取引に係る帳入値段の決定方法</p> <p>(1) 商品先物取引に係る帳入値段</p> <p>a. 現物先物取引に係る帳入値段</p>	<p>① 日中立会の終了時における約定値段がある場合</p> <p>➤ 当該約定値段</p> <p>② 前①以外の場合</p> <p>➤ 当社の定める理論価格算出式により理論価格として算出した数値 (呼値の単位未満の端数が生じたときは、これを最も近接する呼値の単位に切り上げる。)</p> <p>・ ①及び②にかかわらず、当社が必要と認める場合には、当該清算価格を当社が適当と認める価格に変更することができるものとする。</p> <p>・ 商品先物取引の各限月取引に係る帳入値段は、計算区域ごとに、次のとおり定めるものとする。</p> <p>① 夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合</p> <p>➤ 立会による当該限月取引の最終約定値段（ストラテジー取引による</p>	<p>として算出した価格を清算価格とする。</p> <p>・ 左記①の算出方法にかかわらず、納会日が到来した限月取引においては、納会日の日中立会</p>

書式変更: インデント: 左: 0 mm

項 目	内 容	備 考
	<p>約定値段を除く。)</p> <p>②② ①に定める時間に約定値段がない限月取引 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める ところにより決定する値段とする。</p> <p>(a) 取引開始日における限月取引 納会日が最も近い限月取引の帳入値段とする。</p> <p>(b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引 直前計算区域の帳入値段とする。</p> <p>③ 前①以外の場合及び前①、②にかかわらず、①又は②の値段を帳入値 段とすることが適当でないとする場合</p> <p>➤ 当日の立会の呼値の状況等を勘案して当社が定める値段</p>	<p>における現物先物取引の加重平均 値段(約定値段に約定数量(ス トラテジー取引によるものを除 く。)を乗じて得た値を総約定数 量で除する方法により加重平均 して得た値段をいう。)とする。 ただし、当該立会において約定 値段がない場合には、同一の計 算区域における最終約定値段と し、当該計算区域において約定 値段がない場合には、直前計算 区域の帳入値段とする。</p> <p>・ 日中帳入値段算出時において は、「夜間立会の開始時から日中 立会の終了時」を「日中立会の開 始時から日中帳入値段算出時の 直前」に、緊急帳入値段算出時 においては、「夜間立会の開始時 から日中立会の終了時」を「日中 立会の開始時から緊急帳入値段 算出時の直前」に読み替える。</p>

コメントの追加 [A19]: 記載粒度を他の商品と揃えるため、
削除。

項 目	内 容	備 考
b. 限月現金決済先物取引に係る帳入値段	<p>① 夜間立会の開始時から日中立会の終了時までの間において立会による取引が成立（ストラテジー取引による約定を除く。）した場合 ➤立会による当該限月取引の最終約定値段（ストラテジー取引による約定値段を除く。）</p> <p>② ①に定める時間に約定値段がない限月取引 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところにより決定する値段とする。</p> <p>(a) 取引開始日における限月取引 取引最終日が最も近い限月取引の帳入値段とする。</p> <p>(b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引 ➤ 直前計算区域の帳入値段とする。</p> <p>②③ 前①以外の場合及び前①、②にかかわらず、①又は②の値段を帳入値段とすることが適当でないと認める場合 ➤ 市況等を勘案して当社がその都度定める値段とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日中帳入値段算出時においては、「夜間立会の開始時から日中立会の終了時」を「日中立会の開始時から日中帳入値段算出時の直前」に、緊急帳入値段算出時には、「夜間立会の開始時から日中立会の終了時」を「日中立会の開始時から緊急帳入値段算出時の直前」に読み替える。 電力先物取引においては、市場関係者から実勢値として参考になる情報が得られた場合、原則として、当該情報を加工したうえで利用して算出する。

書式変更: インデント: ぶら下げインデント: 2 字, 左 0 字, 箇条書き + レベル: 1 + 整列: 7.9 mm + インデント: 15.3 mm

書式変更: インデント: 左: -7.4 mm

書式変更: インデント: 左 0 字

コメントの追加 [A20]: 記載粒度を他の商品と揃えるため、削除。

項 目	内 容	備 考
<p>3 ODEXに上場する先物取引に係る清算値段等の決定方法</p> <p>(1) 商品先物取引に係る清算値段等</p> <p>a. 現物先物取引に係る帳入値段</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品先物取引の各限月取引に係る清算値段等は、計算区域ごとに、次のとおり定めるものとする。 ① 午後1時45分から午後3時45分までの間において個別競争取引による取引が成立した場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 午後1時45分から午後3時45分までの間における加重平均値段（個別競争取引により成立した約定値段と取引数量の加重平均により算出した値段）とする。 ② ①に定める時間に約定値段がない限月取引 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 同一の計算区域における最終約定値段とする。 ③ 同一の計算区域に約定値段がない限月取引 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところにより決定する値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 直前計算区域に帳入値段が存在しない限月取引 直近限月に係る帳入値段とする。 (b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引 直前計算区域の帳入値段とする。 ④ 前①、②、③にかかわらず、①、②又は③の値段を帳入値段とするこ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納会日における当月限にあつては、午前8時45分から午後3時45分までの間 ・ 日中帳入値段算出時においては、各取引日の現物先物取引の約定値段のうち日中帳入値段算出時の直前における立会による最終約定値段とする。ただし、当該取引日において約定値段がない場合には、直前の取引日の帳入値段とする。緊急帳入値段算出時においては、「日中帳入値段算出時の直前」を「緊急帳入値段算出時の直前」に読み替える。

項 目	内 容	備 考
b. 限日現金決済先物取引に係る帳入値段	<p>とが適当でないと認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 市況等を勘案して当社がその都度定める値段とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ODEXが定める理論現物価格とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中帳入値段算出時においては、各取引日の限日現金決済先物取引の約定値段のうち日中帳入値段算出時の直前における立会による最終約定値段とする。ただし、当該取引日において約定値段がない場合には、直前の取引日の帳入値段とする。緊急帳入値段算出時においては、「日中帳入値段算出時の直前」を「緊急帳入値段算出時の直前」に読み替える。
c. 商品指数先物取引に係る帳入数値	<ul style="list-style-type: none"> ① 午後1時45分から午後3時45分までの間において個別競争取引による取引が成立した場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 午後1時45分から午後3時45分までの間における加重平均数値（個別競争取引により成立した約定数値と取引数量の加重平均により算出した数値）とする。 ② ①に定める時間に約定数値がない限月取引 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 同一の計算区域における最終約定数値とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引最終日における当月限にあつては、午前8時45分から午後3時45分までの間 ・ 日中帳入数値算出時においては、各取引日の限日現金決済先物取引の約定数値のうち日中帳入数値算出時の直前における立会

項 目	内 容	備 考
<p>4 先物・オプションにおける理論価格算出式</p> <p>(1) 国債証券先物取引における理論価格算出式</p>	<p>③ 同一の計算区域に約定数値がない限月取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 次の(a)又は(b)に掲げる限月取引の区分に従い、当該(a)又は(b)に定めるところにより決定する数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 直前計算区域に帳入数値が存在しない限月取引 直近限月に係る帳入数値とする。 (b) 前(a)に掲げる限月取引以外の限月取引 直前計算区域の帳入数値とする。 <p>④ 前①、②、③にかかわらず、①、②又は③の数値を帳入数値とすることが適当でないと認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 市況等を勘案して当社がその都度定める数値とする。 <p>・ 国債証券先物取引のすべての受渡適格銘柄に係る理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 理論価格 = (現物価格 - 持越費用) / 交換比率 $\text{持越費用} = \left[\text{表面利率} - \frac{\text{短期金利} \times (\text{現物価格} + \text{経過利子})}{100} \right] \times t_1 / 365$ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 経過利子 = 額面 (100 円) × クーポン (%) / 100 × t₂ / 365 	<p>による最終約定数値とする。ただし、当該取引日において約定数値がない場合には、直前の取引日の帳入数値とする。緊急帳入数値算出時においては、「日中帳入数値算出時の直前」を「緊急帳入数値算出時の直前」に読み替える。</p> <p>・ 当該限月の受渡適格銘柄から算出した各数値の中で、最も低い数値を当該限月の理論価格として採用する。</p>

項 目	内 容	備 考
(2) TONA3か月金利先物取引における理論価格算出式	<p>上式における各用語の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>t_1 : 現物受渡日から、先物取引の受渡決済期日までの日数 (片端入れ)</p> <p>t_2 : 前回利払日から、現物受渡日までの日数 (片端入れ)</p> <p>短期金利: 理論価格算出日の前営業日に日本銀行が公表した期間3ヶ月の東京レポ・レート</p> <p>現物価格: 理論価格の算出日に日本証券業協会が発表する、受渡適格銘柄の公社債店頭売買参考統計値の平均値 (端数処理) : 先物理論価格については、小数点以下第3位を四捨五入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国債証券先物取引の理論スプレッド値段は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 理論スプレッド値段 = 期近限月取引に係る先物理論価格 - 期先限月取引に係る先物理論価格 • TONA3か月金利先物取引に係る理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ TONA3か月金利先物 (直近限月) の理論価格 $= 100 - 100 \times \{ \Pi_d (1 + \text{TONA}_d \times \delta_d) \times e^{r_j \times T_j} - 1 \} / T$ ➤ TONA3か月金利先物 (直近限月以外) の理論価格 $= 100 - 100 \times \{ e^{(r_j \times T_j + r_i \times T_i)} - 1 \} / T$ 	<ul style="list-style-type: none"> • 理論スプレッド値段は毎取引日算出し、翌取引日の清算値段算出時に採用する。

項 目	内 容	備 考
(3) 指数先物取引における理論価格算出式	<p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>e : 自然対数の底 T : 金利参照期間における日数 / 365 T_i : 当日から金利参照期間開始日までの日数 / 365 T_j : 当日から金利参照期間終了日までの日数 / 365 r_i : 期間T_iに対応する金利 r_j : 期間T_jに対応する金利 Π_d : 総乗記号 d : 金利参照期間開始日から前営業日までの各日 TONA_d : 各日dにおけるTONA確報値 δ_d : TONA_dを適用する日数 / 365</p> <p>・ 指数先物取引の各限月取引の理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。</p> <p>➤ 理論価格 = $S e^{(r-\delta)T}$</p> <p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>S : 対象指数に関連する値の中から当社が指定する値 e : 自然対数の底 r : 金利 δ : 取引対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの中から当社が指定する予想配当利回り又は予想分配</p>	<p>・ 金利は当日午前立会の終了時における日本円 OIS (Overnight Index Swap) レートを参考に当社が定める。</p> <p>・ 市場関係者から実勢値として参考になる情報が得られた場合、</p>

項 目	内 容	備 考
(4) 有価証券オプション取引における理論価格算出式	<p>利回り T : 翌日から当該限月取引の取引最終日の翌営業日までの日数 $/365$</p> <p>・ 有価証券オプション取引の各銘柄の理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。</p> <p>➤ 有価証券プットオプションの理論価格 $= -S' N(-d_1) + K e^{-R_f T} N(-d_2)$</p> <p>➤ 有価証券コールオプションの理論価格 $= S' N(d_1) - K e^{-R_f T} N(d_2)$</p> <p>ただし、 $S' = S - \sum_{i=1}^n D_i e^{-r_i t_i}$</p> $d_1 = \{ \ln(S'/K) + (R_f + \sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ <p>とする。</p> <p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>S : OSEが指定する金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場におけるオプション対象証券の直前の約定値段（清算価格算出時は、当該取引所金融商品市場におけるオプション対象証券の当日の最終約定値段）</p> <p>e : 自然対数の底</p>	<p>予想配当利回り又は予想分配利回りは、原則として、当該情報を加工したうえで利用して算出した値とする。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>D_i : オプション対象証券の i 期の予想配当金又は予想分配金</p> <p>T : 翌日から権利行使日までの日数/365</p> <p>t_i : 翌日からD_iの配当落日までの日数/365</p> <p>R : <u>権利行使日までの日数を勘案した期間の金利</u></p> <p>r_i : <u>配当落日までの日数を勘案した期間の金利</u></p> <p>$N(\cdot)$: 標準正規分布の累積分布関数</p> <p>K : 権利行使価格</p> <p>\ln : 自然対数</p> <p>σ : ボラティリティ</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 予想配当金は、オプション対象証券の発行者が開示する決算短信等に基づくものとする。 • ボラティリティは、原則として、<u>算出直前の立会における最良売呼値及び最良買呼値最良気配の仲値又は約定値段</u>を用いて、理論価格算出式から逆算して得た数値（当該銘柄のインプライド・ボラティリティ）とする。以下(54)から(76)までにおいて同じ。 • <u>当日のボラティリティの算出直前に立会に呼値又は約定がない銘柄</u>その他当社が指定する銘柄において、市場関係者から実勢値として参考になる情報が得ら

コメントの追加 [A21]: 配当金の割引金利に配当落ち日までの日数を勘案した期間の金利を採用することに伴う修正。

コメントの追加 [A22]: ボラティリティ算出直前の一時点における最良気配の仲値を用いて算出することに伴う修正。

項 目	内 容	備 考
(5) 国債証券先物オプション取引における理論価格算出式	<p>・ 国債証券先物オプション取引の各銘柄の理論価格は、次に掲げる理論価格により算出した数値とする。</p> <p>➤ 国債証券先物プットオプションの理論価格 $= e^{-rT} [KN(-d_2) - FN(-d_1)]$</p> <p>➤ 国債証券先物コールオプションの理論価格 $= e^{-rT} [FN(d_1) - KN(d_2)]$</p> <p>ただし、$d_1 = \{ \ln(F/K) + (\sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ とする。</p> <p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>e : 自然対数の底 r : 金利 T : 翌日から権利行使期間満了の日までの日数 / 365 K : 権利行使価格 N(·) : 標準正規分布の累積分布関数 F : 当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段</p>	<p>れた場合、ボラティリティは、原則として、当該情報を加工したうえで利用して算出した値とする。</p>

項 目	内 容	備 考
(6) 指数オプション取引における理論価格算出式	<p>ln : 自然対数 σ : ボラティリティ</p> <p>・ 指数オプション取引の各銘柄の理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。</p> <p>➤ 指数プットオプションの理論価格 $= -S e^{-\delta T} N(-d_1) + K e^{-r T} N(-d_2)$</p> <p>➤ 指数コールオプションの理論価格 $= S e^{-\delta T} N(d_1) - K e^{-r T} N(d_2)$</p> <p>ただし、 $d_1 = \{ \ln(S/K) + (r - \delta + \sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$</p> <p>とする。</p> <p>上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p> <p>S : 取引対象指数に関連する値の中から当社が指定する値 e : 自然対数の底 δ : 取引対象指数に関連する予想配当利回り又は予想分配利回りの 中から当社が指定する予想配当利回り又は予想分配利回り T : 翌日から権利行使日までの日数/365 r : 金利 N(\cdot) : 標準正規分布の累積分布関数 K : 権利行使価格</p>	<p>・ 予想配当利回り及び予想分配利回りは、(2)のものと同様。</p>

項 目	内 容	備 考
(7) 金先物オプション取引における理論価格算出式	<p>ln：自然対数 σ：ボラティリティ</p> <ul style="list-style-type: none"> 金先物オプション取引の各銘柄の理論価格は、次に掲げる理論価格式により算出した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> 金先物プットオプションの理論価格 $= e^{-rT} [KN(-d_2) - FN(-d_1)]$ 金先物コールオプションの理論価格 $= e^{-rT} [FN(d_1) - KN(d_2)]$ <p>ただし、$d_1 = \{ \ln(F/K) + (\sigma^2/2) T \} / \sigma \sqrt{T}$ $d_2 = d_1 - \sigma \sqrt{T}$ とする。 上式における各記号の意味は、以下のとおりとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当取引日のボラティリティの算出直前に立会で呼値又は約定がない銘柄その他当社が指定する銘柄において、市場関係者から実勢値として参考になる情報が得られた場合、ボラティリティは、原則として、当該情報を加工したうえで利用して算出した値とする。

項 目	内 容	備 考
	e : 自然対数の底 r : 金利 T : 翌日から権利行使日までの日数 / 365 K : 権利行使価格 N(\cdot) : 標準正規分布の累積分布関数 F : 当該取引日の権利行使対象先物限月取引の清算値段 ln : 自然対数 σ : ボラティリティ	

以 上